



通産部

プロパテント政策

知的財産権セミナーの開催

1 プロパテント政策の意義

知的創造時代である21世紀に向けての課題は創造的技術開発の促進。それによる新規産業の創出、ひいては科学技術創造立国の実現であると言われています。

そのためには、知的財産権制度の強化（プロパテント政策）により、創造された技術を適切に保護し、効果的な活用体制を確保するとともに、その技術を財として明確に位置付けることにより経済的効果を生み出す、「知的財産権」による「知的創造サイクル」を加速化することが必要とされています。

2 米国のプロパテント政策

1980年頃の米国内の製造業は日本やドイツ等からの工業製品の影響により冷え込んだ状況にありました。そのため、レーガン大統領が設立した産業競争力委員会（委員長・ヒュレット・バカード社・コンヤング社長）の報告書の公表以来、国家戦略として知的財産権の保護強化を図る「プロパテント政策」を実施してきました。米国はその後の10年間で99万件の特許出願を行い、約16兆円の技術貿易黒字をあげることになったのです。ちなみに日本は米国の4倍以上の特許出願を行っているにもかかわらず、約4兆円の技術貿易赤字となっています。

3 セミナーの開催

このような状況から、通商産業省特許庁においては日本全体の知的財産権に関する意識を向上させ、また、プロパテントの土壌が育成される環境をつくるための取り組みとして、各通産局及び沖縄総合事務局との共催により、セミナー開催事業に取り組んでいます。

沖縄地域における今年度の開催は以下のセミナーを中心として継続性を持った内容で予定しております。

ベンチャーセミナー

中小ベンチャー企業の経営者や技術開発責任者を対象とし、「中小企業経営における特許戦略」や「未利用特許と商品開発」等をテーマにセミナーを開催します。

研究機関向けセミナー

大学及び試験研究機関の研究者や特許管理者を対象とし、研究成果の適切な保護を目的としたセミナーを開催します。

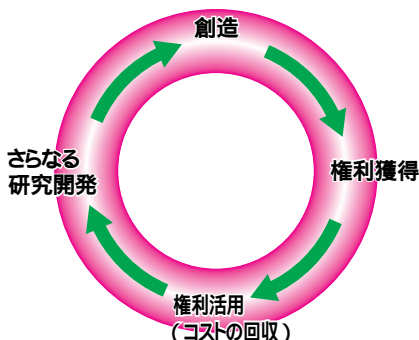
特許活用セミナー

（産学連携セミナー）
対象者別セミナーの参加者を融合し、産学技術移転をテーマとしたセミナーを開催します。

問い合わせ

通商産業部産業課
電話098(866)0067

知的創造サイクル



知的財産権セミナー

対象者

中小企業経営者・技術開発責任者
特許技術を導入したい
権利化による付加価値を得たい

大学等の研究者・特許管理者
地域の企業と共同研究したい
研究成果を活用してほしい

